

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第35号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第36号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に、「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。